

役員（理事・監事）名簿

学校法人 緑ヶ岡学園

令和4年5月31日現在

区分	名前	任期
1号理事	杉本 龍紀	令和4年5月31日～令和6年5月30日
〃	馬場 保孝	令和4年5月31日～令和6年5月30日
2号理事	中井 康晴	令和4年5月31日～令和6年5月30日
〃	菊地 靖	令和4年5月31日～令和6年5月30日
3号理事（学外）	中島 太郎	令和4年5月31日～令和6年5月30日
〃（学外）	花井 紀明	令和4年5月31日～令和6年5月30日
〃（学外）	菊地 靖則	令和4年5月31日～令和6年5月30日
監事	北山 幸徳	令和4年5月31日～令和6年5月30日
〃	林 正昭	令和4年5月31日～令和6年5月30日

※学校法人緑ヶ岡学園寄付行為（抜粋）

（役員）

第5条 この法人に、次の役員を置く。

- 1 理事 7人以上、10人以内
- 2 監事 2人
- 2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。
- 3 理事（理事長を除く）のうち1人を常務理事とし、理事総数の過半数により選任する。常務理事を解任するときも、同様とする。

（理事の選任）

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- 1 釧路短期大学長及び武修館高等学校長
- 2 評議員のうちから評議員会において選任した者
- 3 学識経験者のうち理事会において選任した者
- 2 前項第1号及び第2号に規定する理事は、学長、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

（監事の選任）

第7条 監事は、この法人の理事、職員（学長、校長、教員その他の職員を含む。）、評議員又は役員配偶者若しくは3親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

（役員任期）

第8条 役員（第6条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 役員は、再任されることができる。

- 3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なおその職務（理事長又は常務理事にあつては、その職務を含む。）を行う。